

1. 平成22年度家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成21年度予算額)

(平成22年度予算案)

264,745百万円 → 271,462百万円

1. 社会的養護体制の拡充

82,221百万円→83,780百万円

(児童入所施設措置費(81,272百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,508百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を行うため、非常勤の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の拡充を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院において配置の拡充を図る。

○児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の推進

○児童家庭支援センター運営等事業の推進

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。また、施設を退所した児童等のアフターケアの推進を図る。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(5,033百万円)の内数)

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

174,306百万円→180,995百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

8,117百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,474百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,474百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,474百万円)の内数)

○中小企業雇用安定化奨励金の拡充

753百万円

(職業安定局予算に計上)

中小企業事業主が、就業規則等に有期契約労働者の正社員転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に支給する中小企業雇用安定化奨励金について、対象労働者1人当たりの支給額の増額を行うこと等により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善をより一層強力に推進する。

(予算額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施

(職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育訓練機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,738百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○託児サービスを付加した委託訓練の推進 486百万円

(職業能力開発局予算に計上)

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施 102百万円

(職業能力開発局予算に計上)

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて、託児サービスを提供する。

○マザーズハローワーク事業の拡充 2,160百万円

(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(148か所→163か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○養育費相談支援センター事業 62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 172,877百万円

○児童扶養手当 167,837百万円

離婚による母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

また、平成22年度においては、父子家庭にも支給を拡大する。(平成22年8月施行、12月支払い)

○母子寡婦福祉貸付金

5, 040百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

※ 平成21年度第1次補正予算により行った、貸付利率の引下げ、貸し付け条件（連帯保証人要件の緩和等）の見直し等について、平成22年度においても引き続き実施。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4, 904百万円→5, 619百万円

○配偶者からの暴力被害者等への相談、援助等の支援の実施

婦人相談所や婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童のケアを行う指導員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

（婦人施設措置費（2, 126百万円）の内数）

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2, 508百万円）の内数）

○人身取引被害者支援体制強化のための婦人保護施設の機能の充実（新規）

婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費を支弁し、人身取引被害者支援体制の強化を図る。

（婦人施設措置費（2, 126百万円）の内数）